

広島県公営企業管理規程第二号

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月十日

広島県公営企業管理者 中 村 博

広島県公営企業財務規程の一部を改正する規程

広島県公営企業財務規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

別表第一及び別表第一の二企業出納員欄に掲げる職にある職員は、その職にある期間中、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する企業出納員とする。

第三条第二項中「別表第一」の下に「及び別表第一の二」を加え、「同表」を「別表第一及び別表第一の二」に改める。

第五条中「地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）を「法」に改め、「管理者は、」の下に「別表第一企業出納員欄に掲げる職にある」を、「事務」の下に「（次項の規定により別表第一の二企業出納員欄に掲げる職にある企業出納員に対し委任する事務を除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第十三条第二項の規定に基づき、管理者は、別表第一の二企業出納員欄に掲げる職にある企業出納員に対し、当該企業出納員の所属する機関の所掌する旅費（費用弁償を含む。）に係る支払の確認の事務（情報システムを用いて職員の旅行に関する事務と一体的に処理するものに限る。）を委任するものとする。

第九条第三項中「又は事務所の企業出納員」の下に「（第五条第一項の規定により会計事務を委任された企業出納員に限る。第三十四条及び第二百二十四条を除き、以下同じ。）」を加える。

別表第一中「第二条、第三条、第三十五条関係」を「第二条、第三条、第五条、第三十五条関係」に改め、同表広島県広島水道事務所の項及び広島県水質管理センターの項中「次長」を「所長」に改め、同表の備考を削り、同表の次に次の一表を加える。

別表第一の二（第三条、第五条関係）

機 関 名	企業出納員	臨時の企業出納員
企業主管室	企業主管室長	公営企業部次長
広島県広島水道事務所の各課	当該機関の課長	広島県広島水道事務所長
広島県広島西部水道事務所の各課	当該機関の課長	広島県広島西部水道事務所長
広島県沼田川水道事務所の各課	当該機関の課長	広島県沼田川水道事務所長
広島県水質管理センターの各課	当該機関の課長	広島県水質管理センター所長

附 則

この規程は、公布の日から施行する。